

# 墨田区人権に関する意識調査報告書【概要版】

## ■ 調査の目的

本調査は、令和4年3月に策定した「墨田区人権啓発基本計画」中間見直しのため、区民の人権問題に関する意識を把握し、その基礎資料とするため本調査を実施したものである。

## ■ 調査項目

1. 人権問題全般
2. 女性の人権
3. 子どもの人権
4. 高齢者の人権
5. 障害のある人の人権
6. 同和問題（部落差別）
7. 日本に居住している外国人の人権
8. エイズ患者・HIV感染者等の人権
9. 犯罪被害者やその家族の人権
10. インターネット上の人権
11. 路上生活者の人権
12. 性的マイノリティ(LGBT等)に関する人権
13. 災害時における人権
14. 外見に特徴的な目立つ症状のある人の人権
15. 基本属性

## ■ 調査方法

調査地域：墨田区全域

調査対象：墨田区内在住の満18歳以上の方（外国籍の方を含む）2,000人

抽出方法：住民基本台帳に基づく層化無作為抽出法

調査方法：郵送配布 - 郵送・インターネット併用回収（期間中1回 礼状兼督促はがき送付）

調査期間：令和7年8月19日（火）～9月16日（火）

## ■ 回収状況

配布数：2,000票

有効回収数：675票

有効回収率：33.8%

## ■ 調査結果を見る上での注意事項

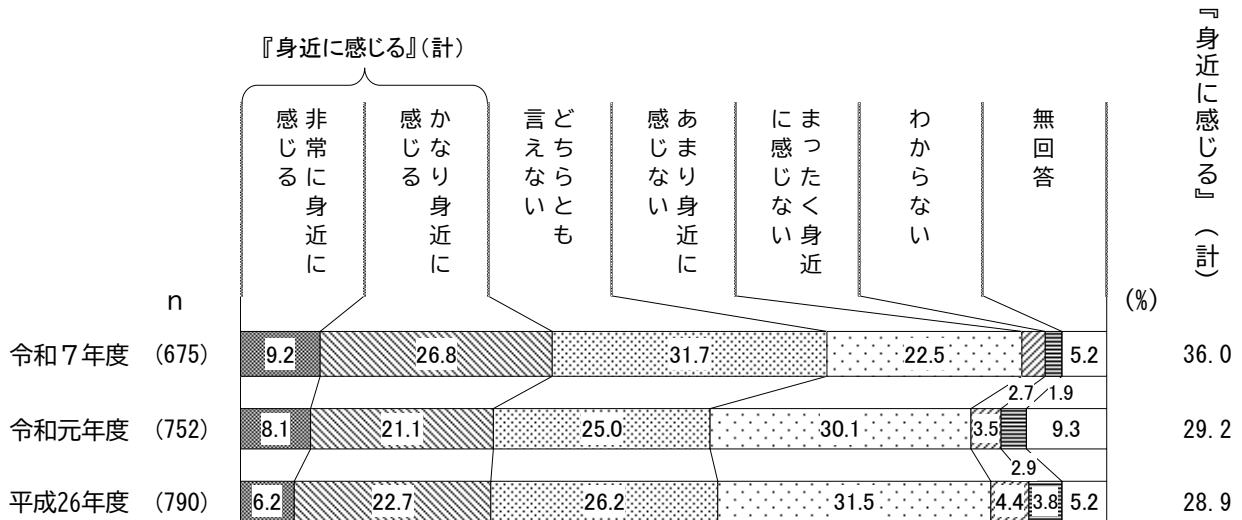
- ・本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数である。
- ・百分率（%）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示している。従って、単数回答（1つだけ選ぶ問）においても、四捨五入の影響で、%を足し合わせて100%にならない場合がある。
- ・複数回答（2つ以上選んでよい問）においては、%の合計が100%を超える場合がある。
- ・本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。
- ・回答者数が30未満の場合、比率が上下しやすいため、傾向を見るにとどめ、本文中では触れていない場合がある。
- ・性別については、「男性」「女性」「その他」の3区分で設問を設けたが、「その他」の回答が少数であったため、性別クロス集計は「男性」「女性」の2区分で分析している。
- ・無回答は選択肢には含まれないため、特段の必要がある場合を除き、分析の対象には含めていない。
- ・クロス集計（性別、性・年代別など）の図表では、回答傾向を把握しやすくするため、属性項目の「無回答」は表示していない。そのため、各属性区分の人数（基数）の合計は、全体の回答者数（基数）と一致しない場合がある。

# 1 人権問題全般

## ■ 「人権」に対する問題意識

「人権」に対する問題意識は、「どちらとも言えない」が31.7%で最も多く、「非常に身近に感じる」と「かなり身近に感じる」を合わせた『身近に感じる』は36.0%となっている。

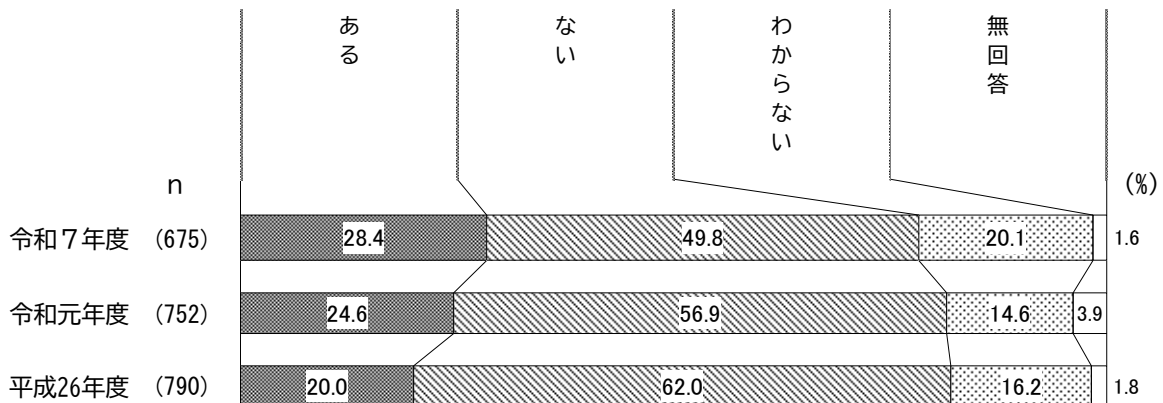
過去の調査結果と比較すると、『身近に感じる』は増加傾向にあり、令和元年度調査（29.2%）から6.8ポイント増加している。



## ■ 人権侵害を受けたと感じた経験

人権侵害を受けたと感じた経験は、「ある」が28.4%、「ない」が49.8%、「わからない」が20.1%となっている。

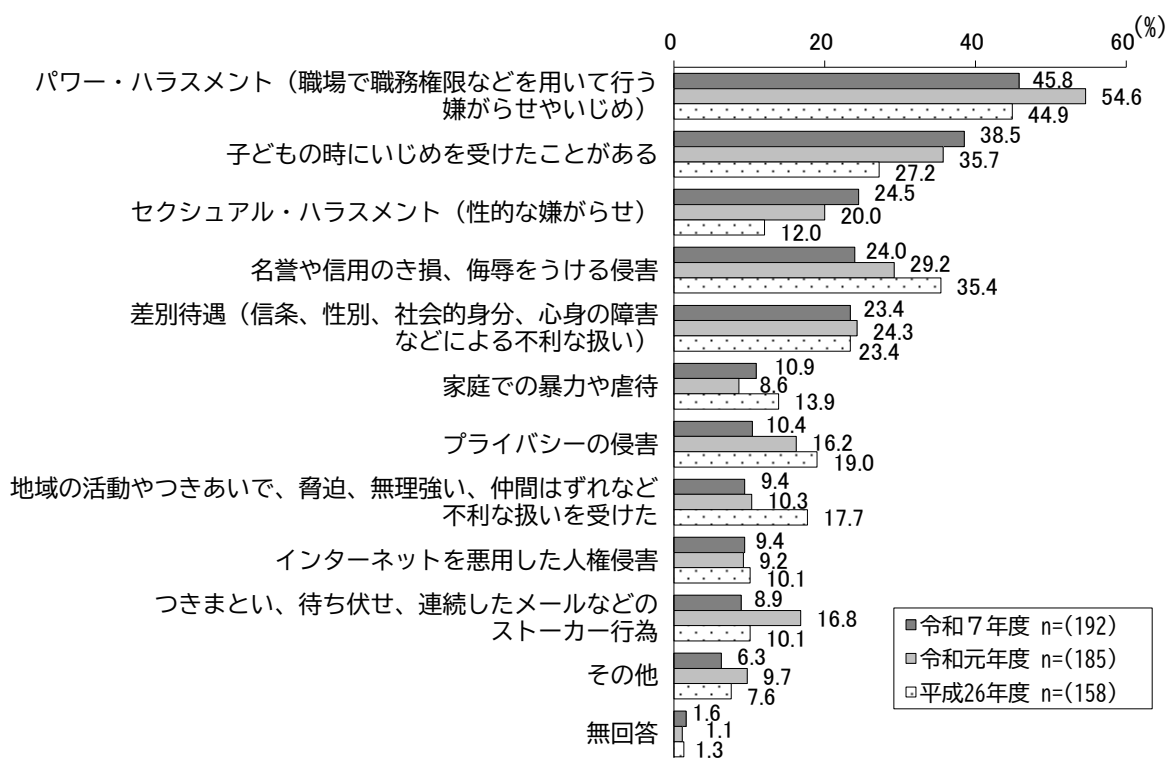
過去の調査結果と比較すると、「ある」は増加傾向にあり、令和元年度調査（24.6%）と比べて3.8ポイント増加している。「ない」は減少傾向にあり、令和元年度調査（56.9%）と比べて7.1ポイント減少している。「わからない」は、令和元年度調査（14.6%）から5.5ポイント増加している。



## ■ 人権侵害の内容（自分の人権が侵害された経験がある人のみ回答）

人権侵害の内容は、「パワー・ハラスメント（職場で職務権限などを用いて行う嫌がらせやいじめ）」が45.8%で最も多く、次いで「子どもの時にいじめを受けたことがある」（38.5%）、「セクシュアル・ハラスメント（性的な嫌がらせ）」（24.5%）、「名誉や信用のき損、侮辱をうける侵害」（24.0%）となっている。

過去の調査結果と比較すると、「パワー・ハラスメント（職場で職務権限などを用いて行う嫌がらせやいじめ）」は、令和元年度調査（54.6%）と比べて8.8ポイント減少している。「子どもの時にいじめを受けたことがある」、「セクシュアル・ハラスメント（性的な嫌がらせ）」は、増加傾向となっている。「名誉や信用のき損、侮辱をうける侵害」、「プライバシーの侵害」、「地域の活動や付き合いで、脅迫、無理強い、仲間はずれなど不利な扱いを受けた」は減少傾向となっている。

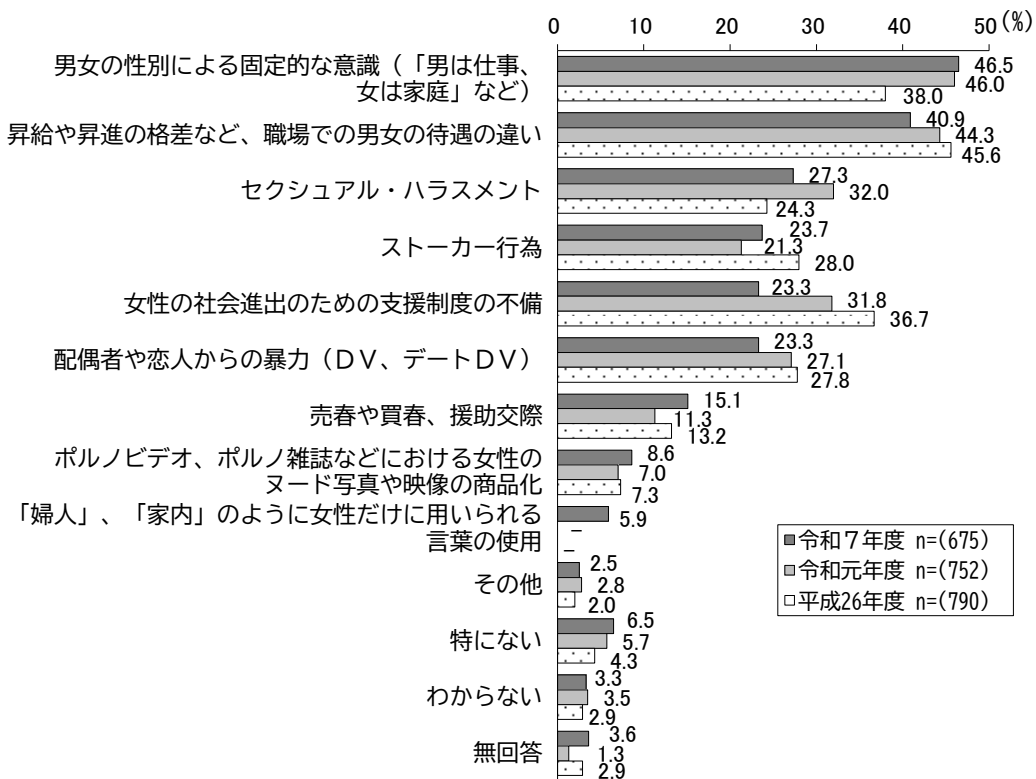


## 2 女性の人権

### ■ 女性に関する人権上の問題点

女性に関する人権上の問題点は、「男女の性別による固定的な意識（「男は仕事、女は家庭」など）」が46.5%で最も多く、次いで「昇給や昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い」（40.9%）、「セクシュアル・ハラスメント」（27.3%）、「ストーカー行為」（23.7%）となっている。

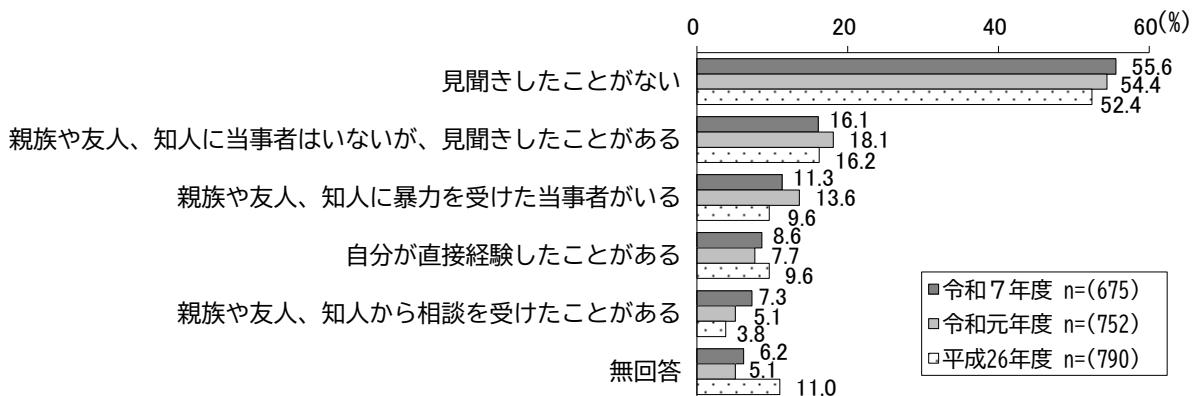
過去の調査結果と比較すると、「昇給や昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い」は、令和元年度調査（44.3%）から3.4ポイント減少している。「セクシュアル・ハラスメント」は、令和元年度調査（32.0%）から4.7ポイント減少している。「女性の社会進出のための支援制度の不備」は減少傾向にあり、令和元年度調査（31.8%）から8.5ポイント減少している。



## ■ DVに関する状況や経験

DVに関する状況や経験は、「見聞きしたことがない」が55.6%で最も多く、次いで「親族や友人、知人に当事者はいないが、見聞きしたことがある」（16.1%）、「親族や友人、知人に暴力を受けた当事者がいる」（11.3%）となっている。

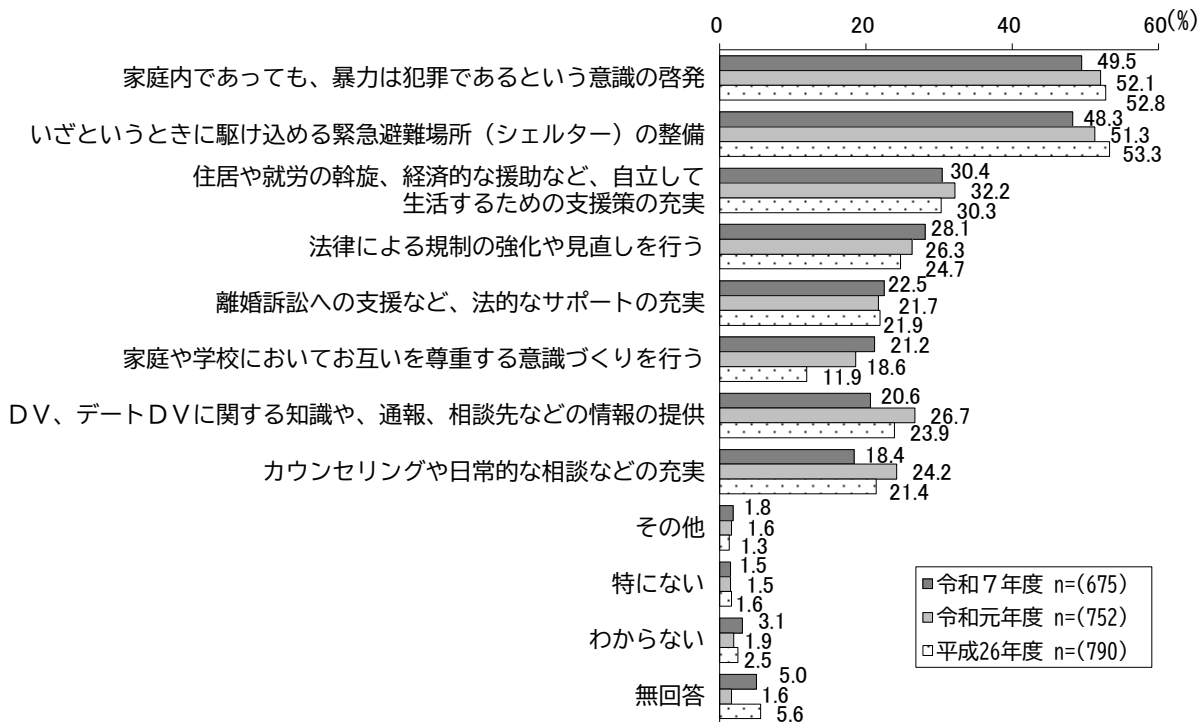
過去の調査結果と比較すると、令和元年度調査から大きな変化はみられない。



## ■ DVの防止および被害者支援に必要な対策

DVの防止および被害者支援に必要な対策は、「家庭内であっても、暴力は犯罪であるという意識の啓発」が49.5%で最も多く、次いで「いざというときに駆け込める緊急避難場所（シェルター）の整備」（48.3%）、「住居や就労の斡旋、経済的な援助など、自立して生活するための支援策の充実」（30.4%）、「法律による規制の強化や見直しを行う」（28.1%）となっている。

過去の調査結果と比較すると、「いざというときに駆け込める緊急避難場所（シェルター）の整備」は、令和元年度調査（51.3%）から3.0ポイント減少している。「DV、デートDVに関する知識や、通報、相談先などの情報の提供」は、令和元年度調査（26.7%）から6.1ポイント減少している。

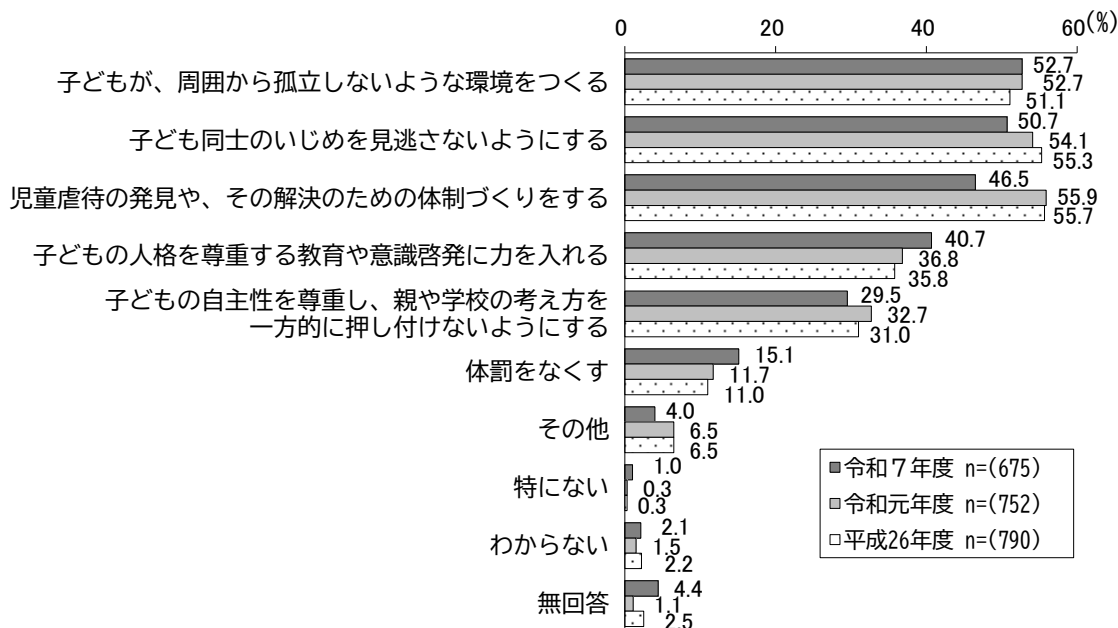


### 3 子どもの人権

#### ■ 子どもの人権を守るために実施すべきこと

子どもの人権を守るために実施すべきことは、「子どもが、周囲から孤立しないような環境をつくる」が52.7%で最も多く、次いで「子ども同士のいじめを見逃さないようにする」(50.7%)、「児童虐待の発見や、その解決のための体制づくりをする」(46.5%)、「子どもの人格を尊重する教育や意識啓発に力を入れる」(40.7%)となっている。

過去の調査結果と比較すると、上位3項目は、順位の入替わりはあるが約5割で推移しており、「子ども同士のいじめを見逃さないようにする」は、令和元年度調査(54.1%)から3.4ポイント減少している。「児童虐待の発見や、その解決のための体制づくりをする」は、令和元年度調査(55.9%)から9.4ポイント減少している。

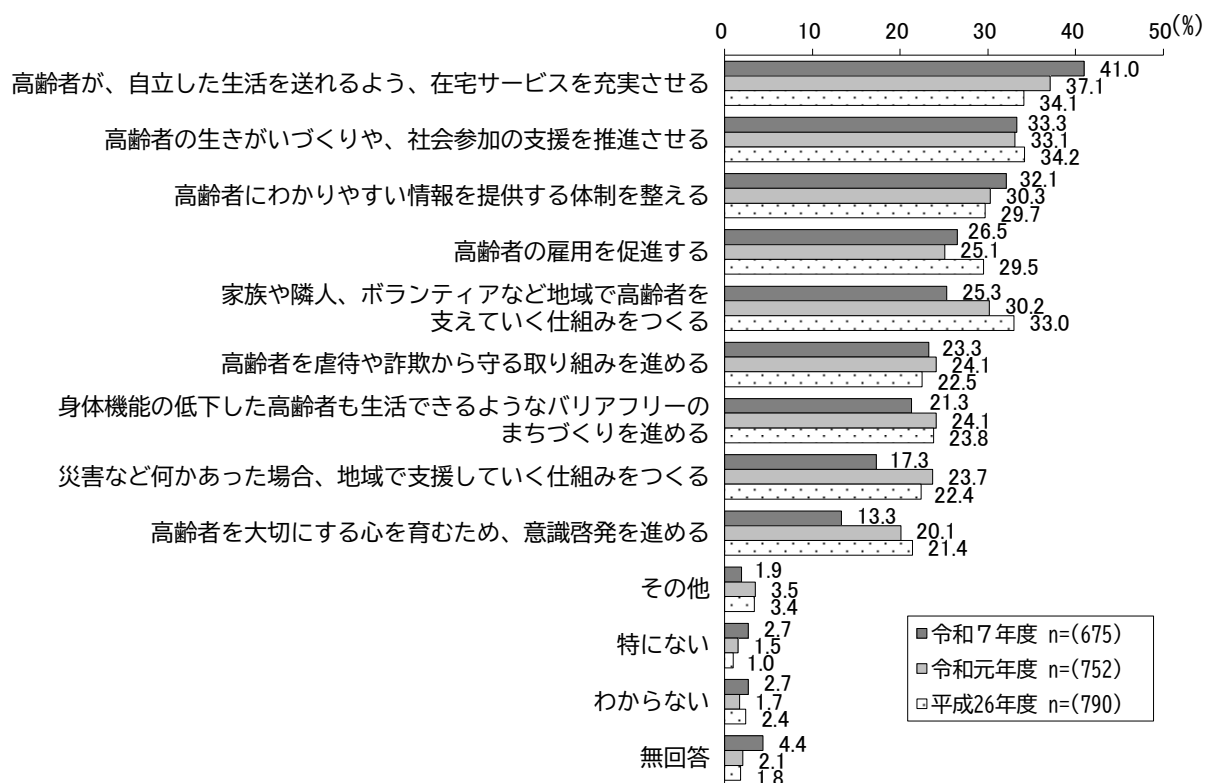


## 4 高齢者の人権

### ■ 高齢者の人権を守るために実施すべきこと

高齢者の人権を守るために実施すべきことは、「高齢者が、自立した生活を送れるよう、在宅サービスを充実させる」が41.0%で最も多く、次いで「高齢者の生きがいがづくりや、社会参加の支援を推進させる」(33.3%)、「高齢者にわかりやすい情報を提供する体制を整える」(32.1%)、「高齢者の雇用を促進する」(26.5%)となっている。

過去の調査結果と比較すると、「高齢者が、自立した生活を送れるよう、在宅サービスを充実させる」は微増傾向にあり、令和元年度調査(37.1%)から3.9ポイント増加している。「家族や隣人、ボランティアなど地域で高齢者を支えていく仕組みをつくる」は、令和元年度調査(30.2%)から4.9ポイント減少している。

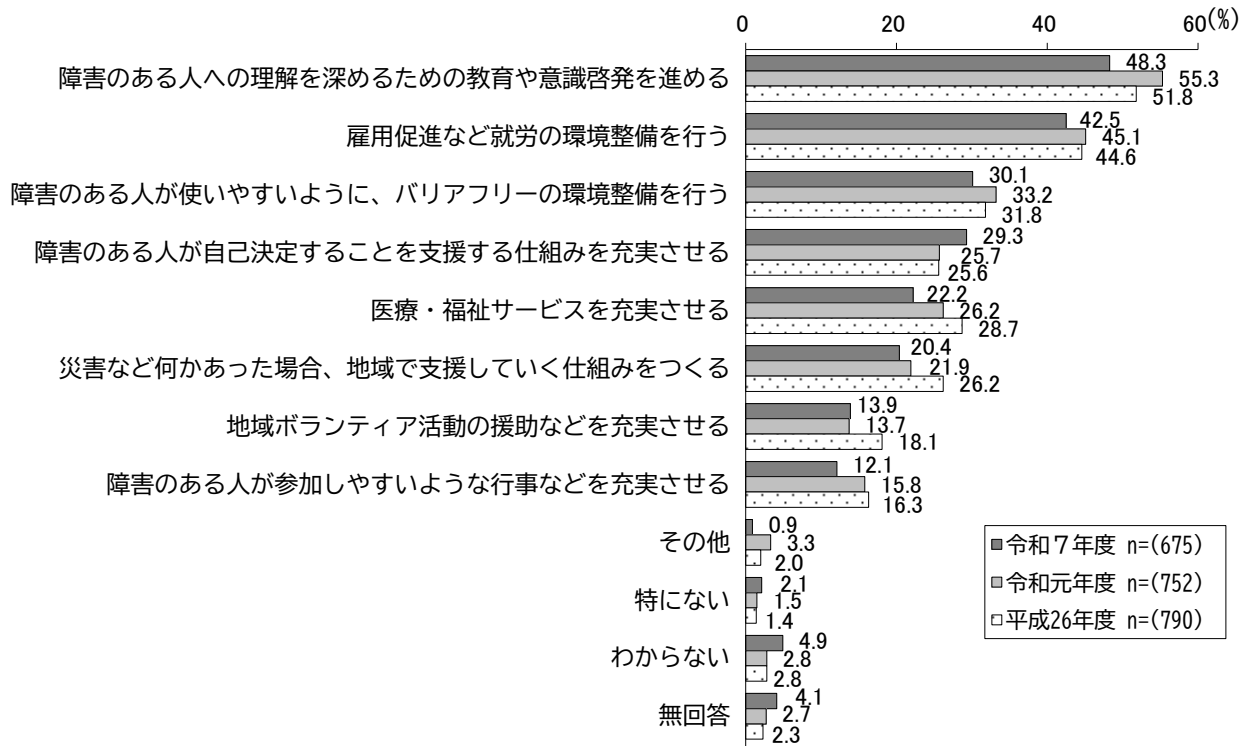


## 5 障害のある人の人権

### ■ 障害のある人の人権を守るために実施すべきこと

障害のある人の人権を守るために実施すべきことは、「障害のある人への理解を深めるための教育や意識啓発を進める」が48.3%で最も多く、次いで「雇用促進など就労の環境整備を行う」(42.5%)、「障害のある人が使いやすいように、バリアフリーの環境整備を行う」(30.1%)、「障害のある人が自己決定することを支援する仕組みを充実させる」(29.3%)となっている。

過去の調査結果と比較すると、「障害のある人への理解を深めるための教育や意識啓発を進める」は、令和元年度調査(55.3%)から7.0ポイント減少している。「障害のある人が使いやすいように、バリアフリーの環境整備を行う」は、令和元年度調査(33.2%)から3.1ポイント減少している。「障害のある人が自己決定することを支援する仕組みを充実させる」は、令和元年度調査(25.7%)から3.6ポイント増加している。

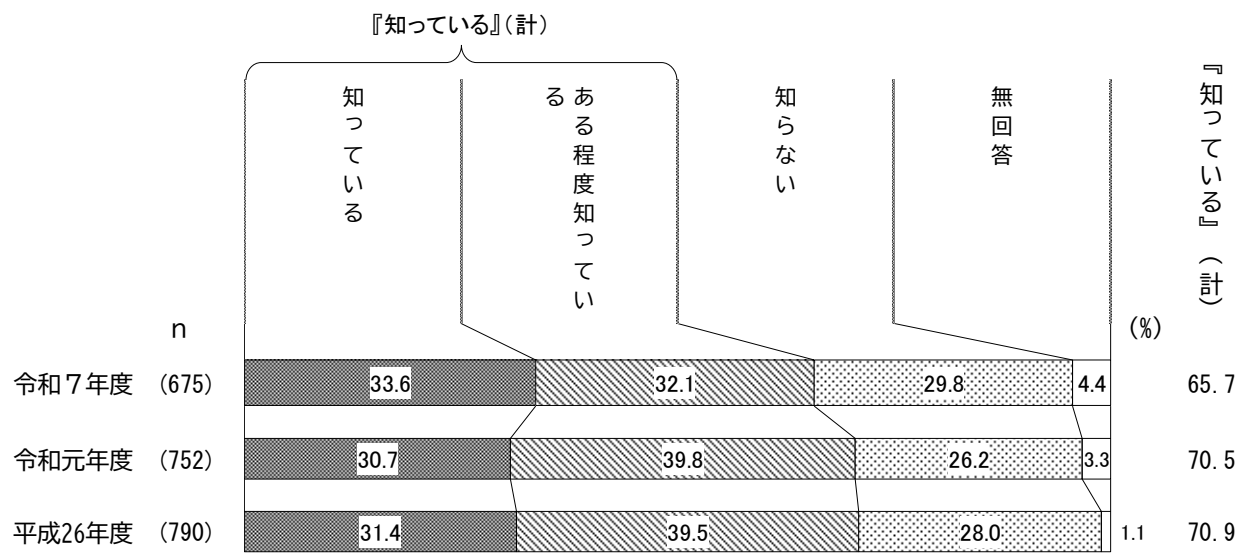


## 6 同和問題（部落差別）

### ■ 同和問題（部落差別）の認知状況

同和問題（部落差別）の認知状況は、「知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『知っている』は、65.7%となっている。一方、「知らない」は、29.8%となっている。

過去の調査結果と比較すると、『知っている』は、令和元年度調査（70.5%）から4.8ポイント減少している。

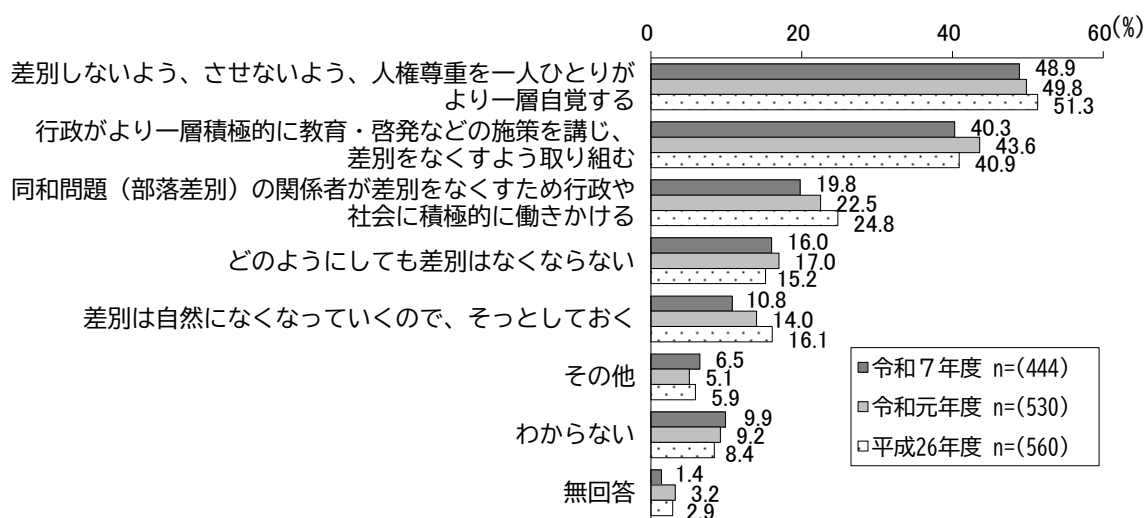


## ■ 同和問題（部落差別）解決のための今後の取組

### （同和問題（部落差別）を『知っている』人のみ回答）

同和問題（部落差別）解決のための今後の取組は、「差別しないよう、させないよう、人権尊重を一人ひとりがより一層自覚する」が48.9%で最も多く、次いで「行政がより一層積極的に教育・啓発などの施策を講じ、差別をなくすよう取り組む」（40.3%）、「同和問題（部落差別）の関係者が差別をなくすため行政や社会に積極的に働きかける」（19.8%）、「どのようにしても差別はなくなる」（16.0%）となっている。

過去の調査結果と比較すると、「行政がより一層積極的に教育・啓発などの施策を講じ、差別をなくすよう取り組む」は、令和元年度調査（43.6%）から3.3ポイント減少している。「差別は自然になくなっていくので、そっとしておく」は、令和元年度調査（14.0%）から3.2ポイント減少している。

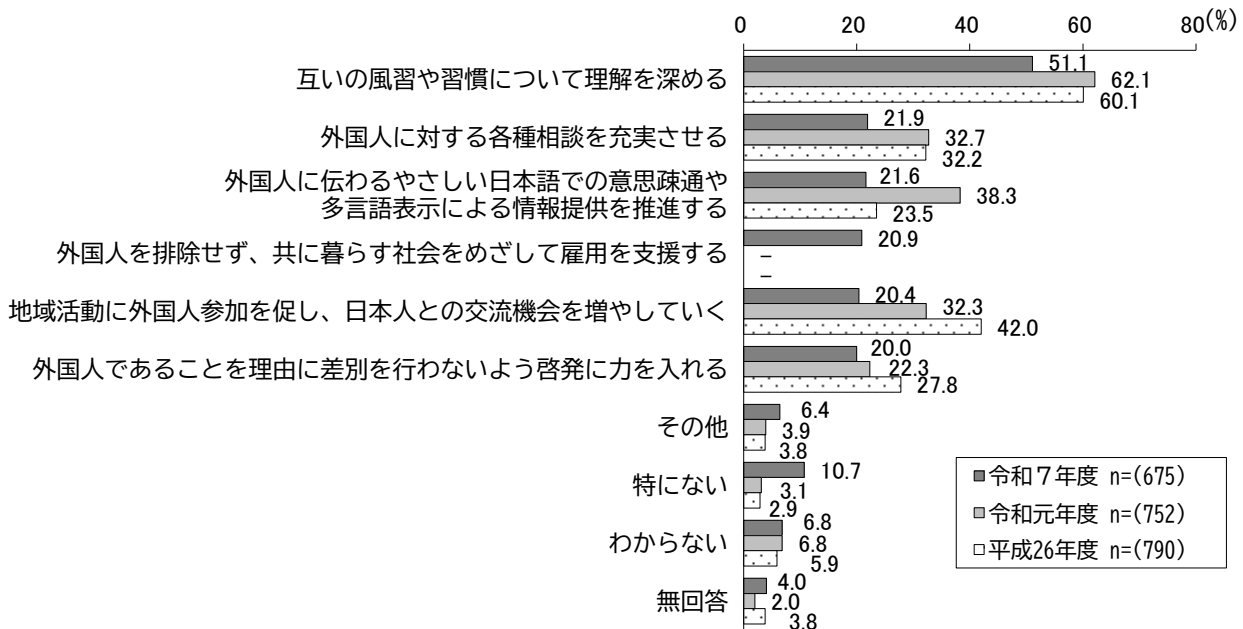


## 7 日本に居住している外国人の人権

### ■ 日本に居住している外国人の人権を守るために実施すべきこと

日本に居住している外国人の人権を守るために実施すべきことは、「互いの風習や習慣について理解を深める」が51.1%で最も多く、次いで「外国人に対する各種相談を充実させる」（21.9%）、「外国人に伝わるやさしい日本語での意思疎通や多言語表示による情報提供を推進する」（21.6%）、「外国人を排除せず、共に暮らす社会をめざして雇用を支援する」（20.9%）となっている。

過去の調査結果と比較すると、「互いの風習や習慣について理解を深める」、「外国人に対する各種相談を充実させる」、「外国人に伝わるやさしい日本語での意思疎通や多言語表示による情報提供を推進する」、「地域活動に外国人参加を促し、日本人との交流機会を増やしていく」は、それぞれ10ポイント以上と大幅な減少がみられる。なお、今回調査では新たに「外国人を排除せず、共に暮らす社会をめざして雇用を支援する」を選択肢に追加し、20.9ポイントと当該項目に回答が集まっていることから既存の選択肢の割合が相対的に低下している可能性がうかがえる。

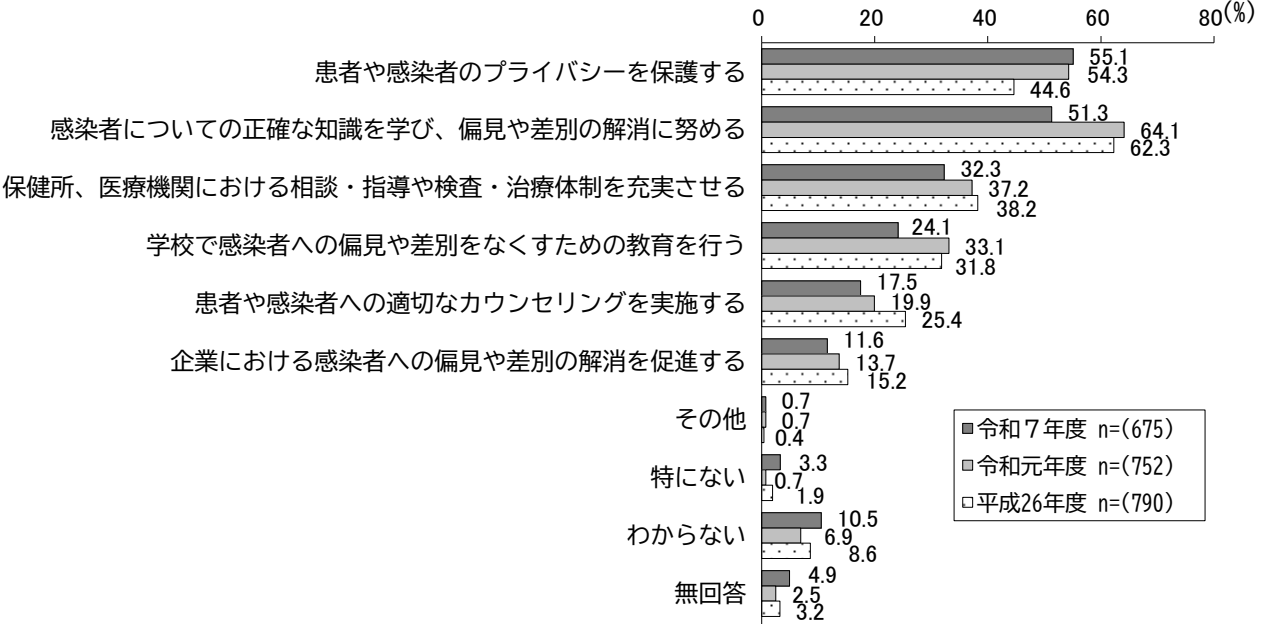


## 8 エイズ患者・H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染者等の人権

### ■ エイズ患者やH I V感染者等の人権を守るために実施すべきこと

エイズ患者やH I V感染者等の人権を守るために実施すべきことは、「患者や感染者のプライバシーを保護する」が55.1%で最も多く、次いで「感染者についての正確な知識を学び、偏見や差別の解消に努める」(51.3%)、「保健所、医療機関における相談・指導や検査・治療体制を充実させる」(32.3%)、「学校で感染者への偏見や差別をなくすための教育を行う」(24.1%)となっている。

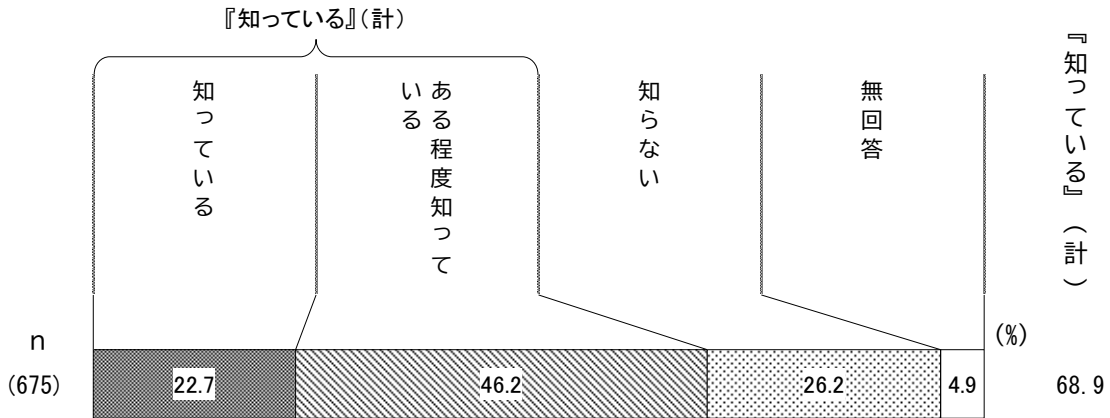
過去の調査結果と比較すると、「患者や感染者のプライバシーを保護する」、「その他」、「特にない」、「わからない」を除く項目で減少傾向がみられる。「感染者についての正確な知識を学び、偏見や差別の解消に努める」は、令和元年度調査(64.1%)から12.8ポイントと大幅な減少がみられる。「保健所、医療機関における相談・指導や検査・治療体制を充実させる」は、令和元年度調査(37.2%)から4.9ポイント減少している。「学校で感染者への偏見や差別をなくすための教育を行う」は、令和元年度調査(33.1%)から9.0ポイント減少している。



## 9 犯罪被害者やその家族の人権

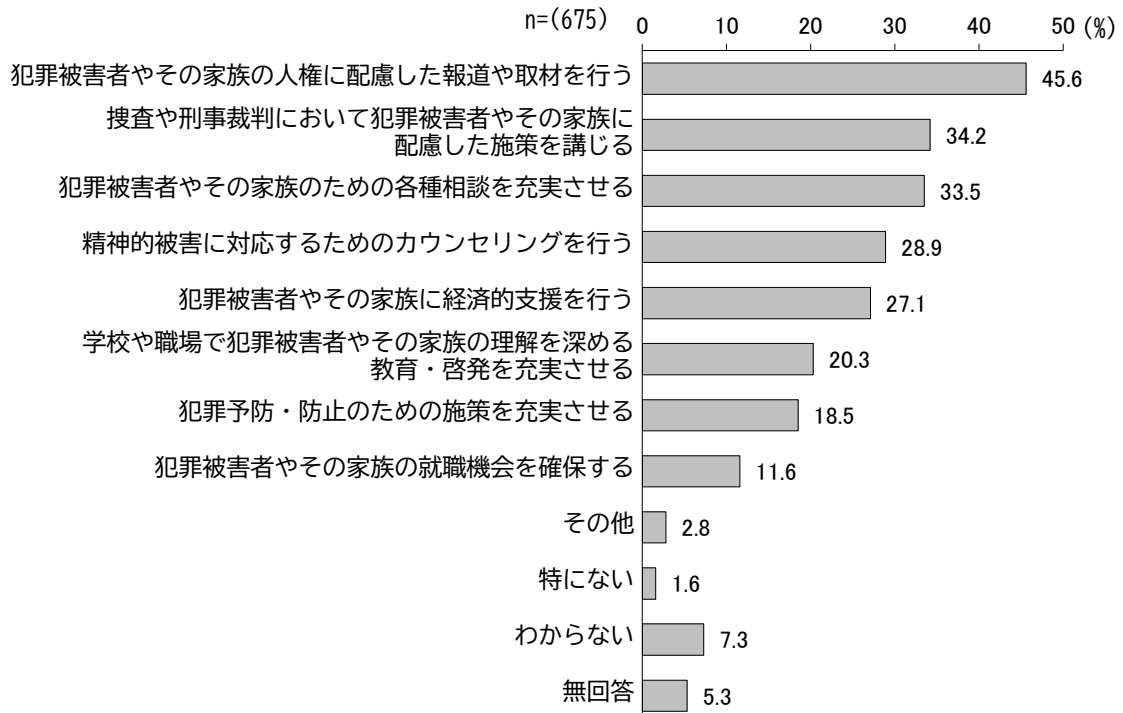
### ■ 犯罪被害者やその家族が抱える問題の認知状況

犯罪被害者やその家族が抱える問題の認知状況は、「知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『知っている』は、68.9%となっている。一方、「知らない」は、26.2%となっている。



### ■ 犯罪被害者やその家族の人権を守るために実施すべきこと

犯罪被害者やその家族の人権を守るために実施すべきことは、「犯罪被害者やその家族の人権に配慮した報道や取材を行う」が45.6%で最も多く、次いで「捜査や刑事裁判において犯罪被害者やその家族に配慮した施策を講じる」(34.2%)、「犯罪被害者やその家族のための各種相談を充実させる」(33.5%)となっている。

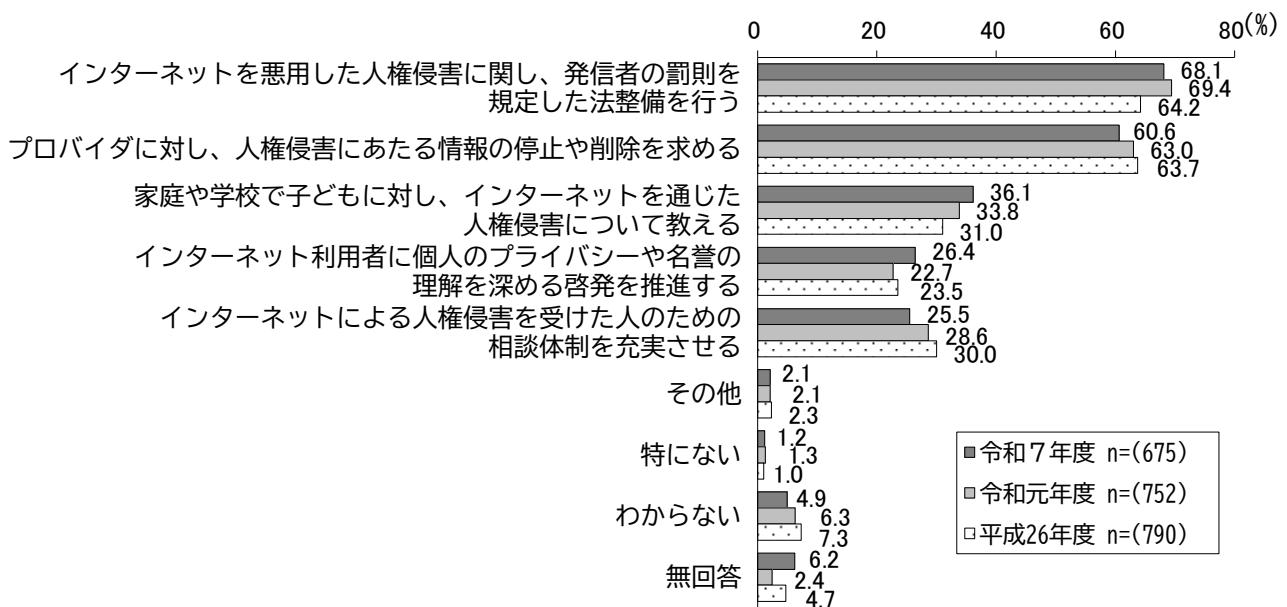


## 10 インターネット上の人権

### ■ インターネットによる人権侵害を防ぐために必要なこと

インターネットによる人権侵害を防ぐために必要なことは、「インターネットを悪用した人権侵害に関し、発信者の罰則を規定した法整備を行う」が68.1%で最も多く、次いで「プロバイダに対し、人権侵害にあたる情報の停止や削除を求める」(60.6%)、「家庭や学校で子どもに対し、インターネットを通じた人権侵害について教える」(36.1%)、「インターネット利用者に個人のプライバシーや名誉の理解を深める啓発を推進する」(26.4%)となっている。

過去の調査結果と比較すると、「プロバイダに対し、人権侵害にあたる情報の停止や削除を求める」、「インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談体制を充実させる」は微減傾向であり、「家庭や学校で子どもに対し、インターネットを通じた人権侵害について教える」は、微増傾向となっている。

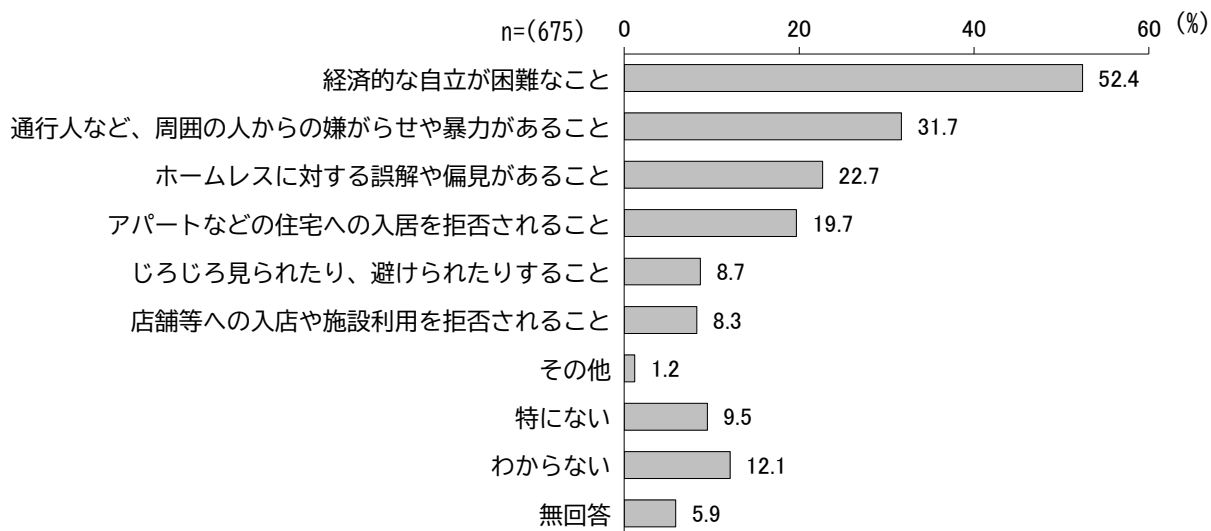


※選択肢「プロバイダに対し、人権侵害にあたる情報の停止や削除を求める」は、令和元年度調査以前は『「プロバイダに対する「プロバイダ責任制限法」を見直し、人権侵害にあたる情報の停止や削除を求めた場合は、すぐ対応できるように強化する。』であった。

## 11 路上生活者の人権

### ■ ホームレスの人権侵害についての問題点

ホームレスの人権侵害についての問題点は、「経済的な自立が困難なこと」が52.4%で最も多く、次いで「通行人など、周囲の人からの嫌がらせや暴力があること」(31.7%)、「ホームレスに対する誤解や偏見があること」(22.7%)、「アパートなどの住宅への入居を拒否されること」(19.7%)となっている。

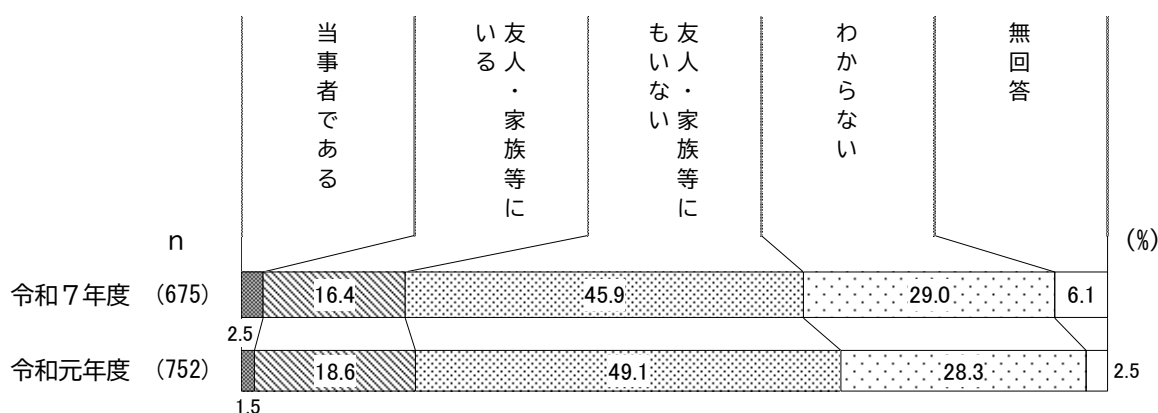


## 12 性的マイノリティ(LGBT等)に関する人権

### ■ 性的マイノリティ (LGBT等) に関する状況

性的マイノリティ (LGBT等) に関する状況は、「当事者である」が2.5%、「友人・家族等にいる」が16.4%、「友人・家族等にもいない」が45.9%、「わからない」が29.0%となっている。

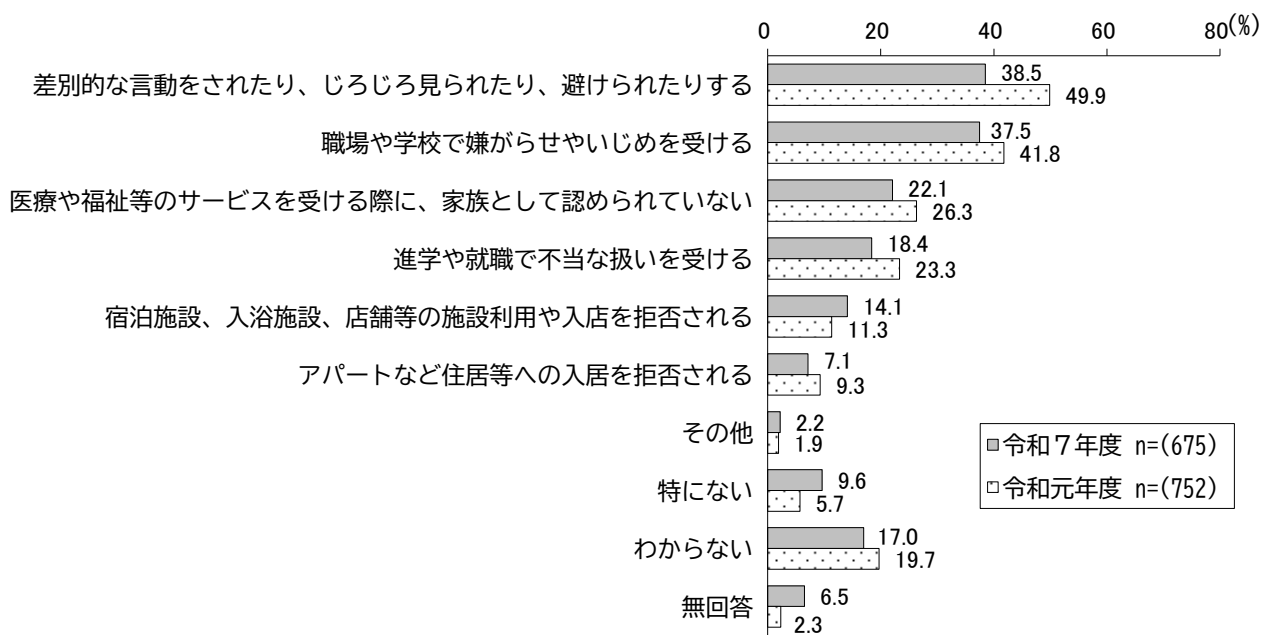
過去の調査結果と比較すると、「友人・家族等にもいない」は、令和元年度調査 (49.1%) から3.2ポイント減少している。



### ■ 性的マイノリティ (LGBT等) についての差別問題

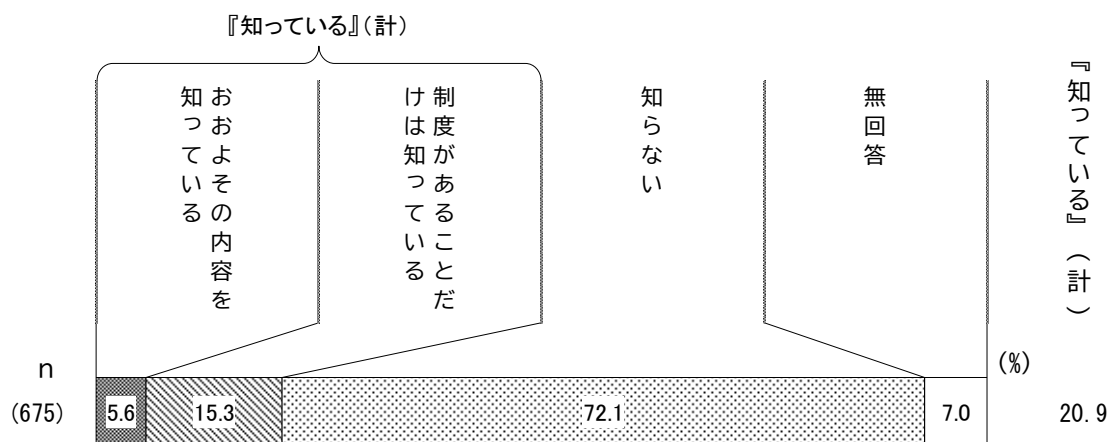
性的マイノリティ (LGBT等) についての差別問題は、「差別的な言動をされたり、じろじろ見られたり、避けられたりする」が38.5%で最も多く、次いで「職場や学校で嫌がらせやいじめを受ける」(37.5%)、「医療や福祉等のサービスを受ける際に、家族として認められていない」(22.1%)、「進学や就職で不当な扱いを受ける」(18.4%)となっている。

過去の調査結果と比較すると、令和元年度調査から「宿泊施設、入浴施設、店舗等の施設利用や入店を拒否される」、「その他」、「特になし」を除くすべての項目で減少がみられる。「差別的な言動をされたり、じろじろ見られたり、避けられたりする」は、元年度調査 (49.9%) から11.4ポイントと大幅な減少がみられる。「職場や学校で嫌がらせやいじめを受ける」は、令和元年度調査 (41.8%) から4.3ポイント減少している。「医療や福祉等のサービスを受ける際に、家族として認められていない」は、令和元年度調査 (26.3%) から4.2ポイント減少している。



## ■ 「パートナーシップ宣誓制度」の認知状況

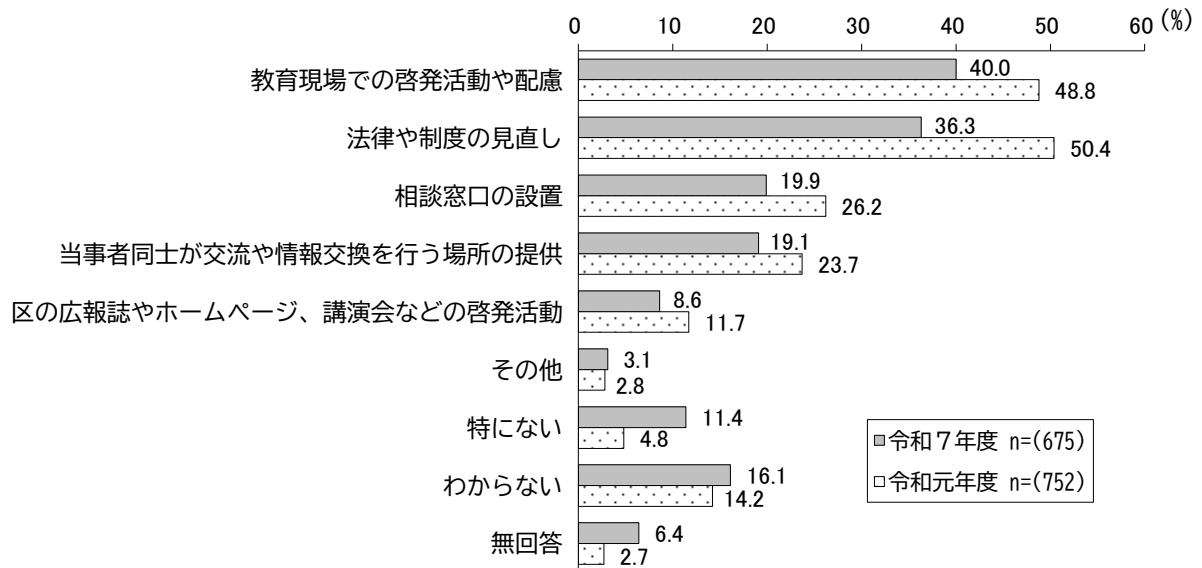
「パートナーシップ宣誓制度」の認知状況は、「おおよその内容を知っている」と「制度があることだけは知っている」を合わせた『知っている』は、20.9%となっている。一方、「知らない」は、72.1%となっている。



## ■ 性的マイノリティ（LGBT等）の人権を守るために実施すべきこと

性的マイノリティ（LGBT等）の人権を守るために実施すべきことは、「教育現場での啓発活動や配慮」が40.0%で最も多く、次いで「法律や制度の見直し」（36.3%）、「相談窓口の設置」（19.9%）、「当事者同士が交流や情報交換を行う場所の提供」（19.1%）となっている。

過去の調査結果と比較すると、令和元年度調査から「その他」、「特になし」、「わからない」を除くすべての項目で減少がみられる。「教育現場での啓発活動や配慮」は、令和元年度調査（48.8%）から8.8ポイント減少している。「法律や制度の見直し」は、令和元年度調査（50.4%）から14.1ポイントと大幅な減少がみられる。「相談窓口の設置」は、令和元年度調査（26.2%）から6.3ポイント減少している。

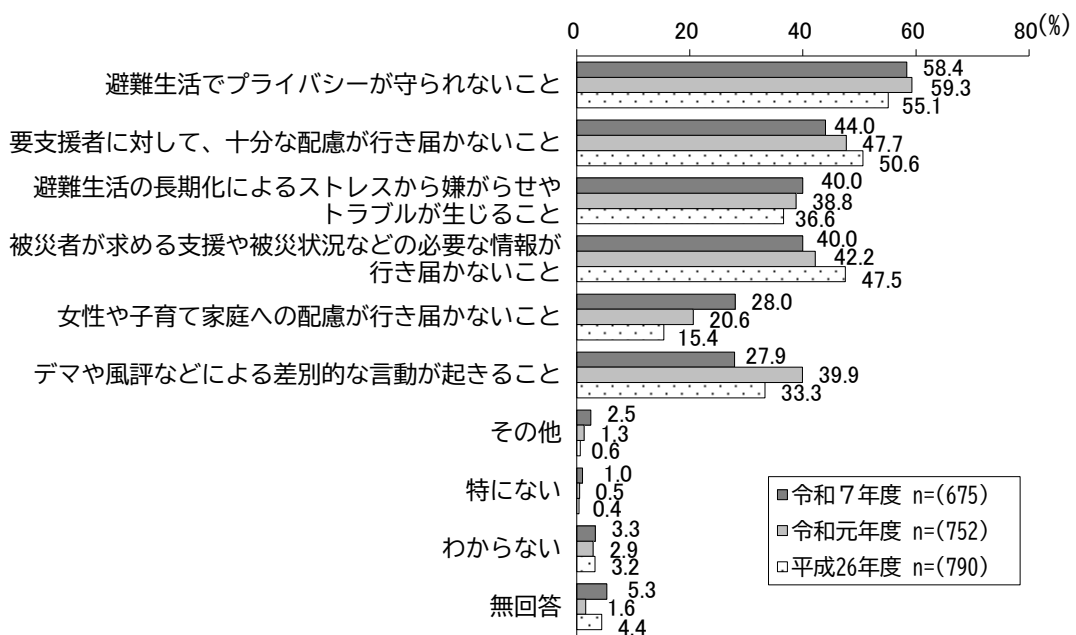


## 13 災害時における人権

### ■ 災害発生時における人権問題

災害発生時における人権問題は、「避難生活でプライバシーが守られないこと」が58.4%で最も多く、次いで「要支援者に対して、十分な配慮が行き届かないこと」(44.0%)、「避難生活の長期化によるストレスから嫌がらせやトラブルが生じること」(40.0%)、「被災者が求める支援や被災状況などの必要な情報が行き届かないこと」(40.0%)となっている。

過去の調査結果と比較すると、「要支援者に対して、十分な配慮が行き届かないこと」は微減傾向にあり、令和元年度調査(47.7%)から3.7ポイント減少している。「女性や子育て家庭への配慮が行き届かないこと」は増加傾向にあり、令和元年度調査(20.6%)から7.4ポイント増加している。「デマや風評などによる差別的な言動が起きること」は、令和元年度調査(39.9%)から12.0ポイントと大幅に減少している。

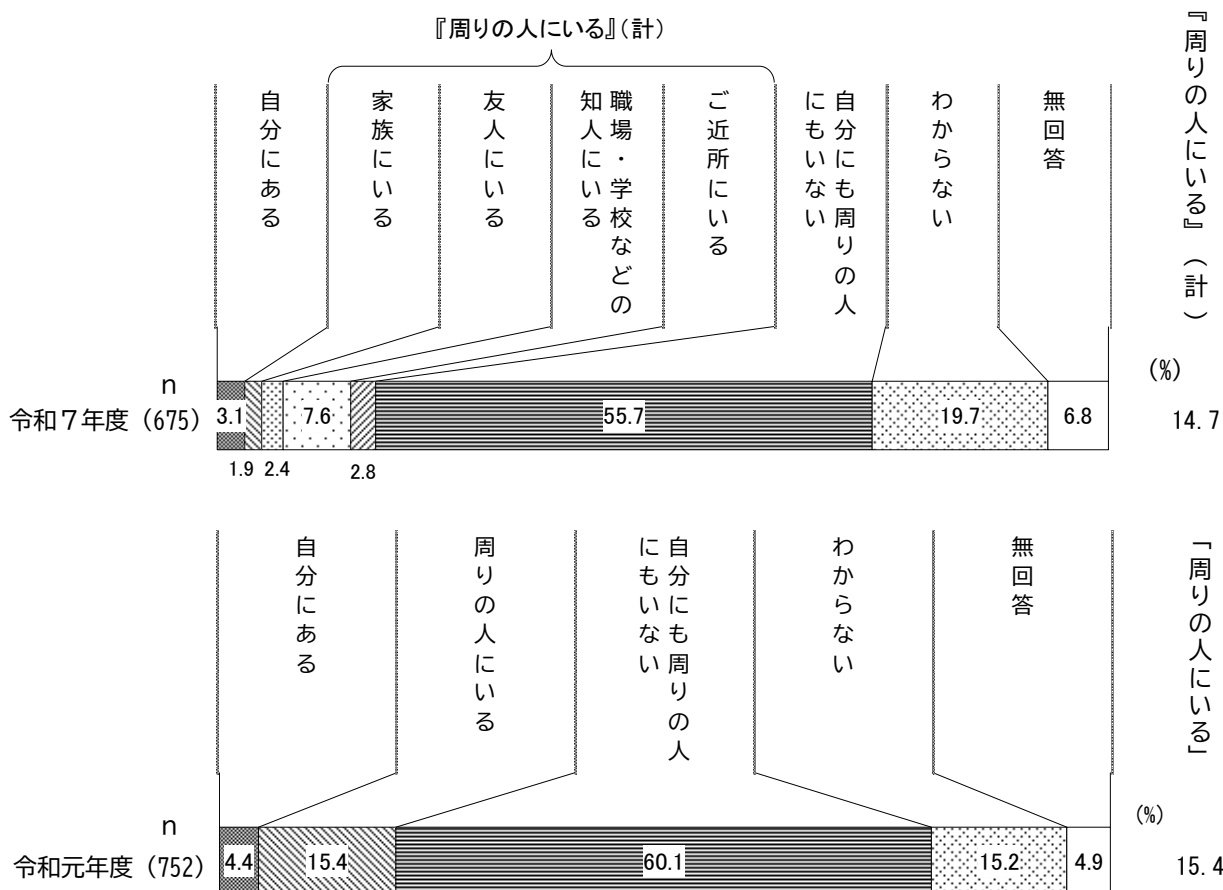


## 14 外見に特徴的な目立つ症状のある人の人権

### ■ 見た目問題に関する状況

見た目問題に関する状況は、「自分にある」が3.1%、「家族にいる」、「友人にいる」、「職場・学校などの知人にいる」、「ご近所にいる」を合わせた『周りの人にいる』は14.7%となっている。一方、「自分にも周りの人にもいない」は55.7%となっている。

過去の調査結果と比較すると、「自分にも周りの人にもいない」は、令和元年度調査（60.1%）から4.4ポイント減少している。「わからない」は、令和元年度調査（15.2%）から4.5ポイント増加している。

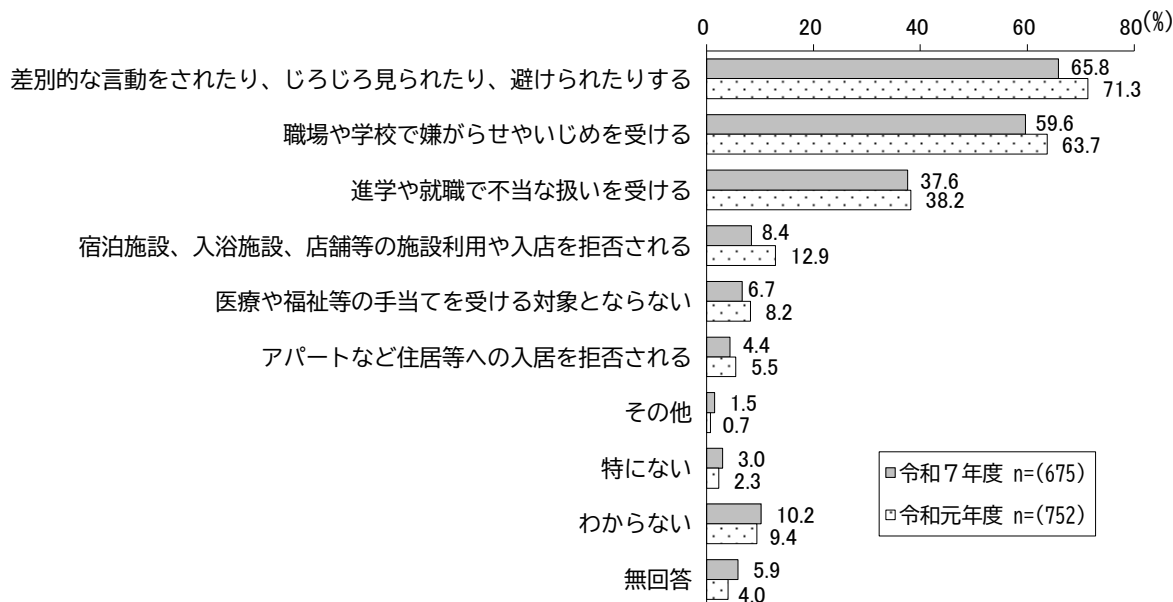


※選択肢「家族にいる」、「友人にいる」、「職場・学校などの知人にいる」、「ご近所にいる」は、令和元年度調査の選択肢「周りの人にいる」を細分化したものである。

### ■ 見た目問題を抱える人たちへの差別

見た目問題を抱える人たちへの差別は、「差別的な言動をされたり、じろじろ見られたり、避けられたりする」が65.8%で最も多く、次いで「職場や学校で嫌がらせやいじめを受ける」(59.6%)、「進学や就職で不当な扱いを受ける」(37.6%)となっている。

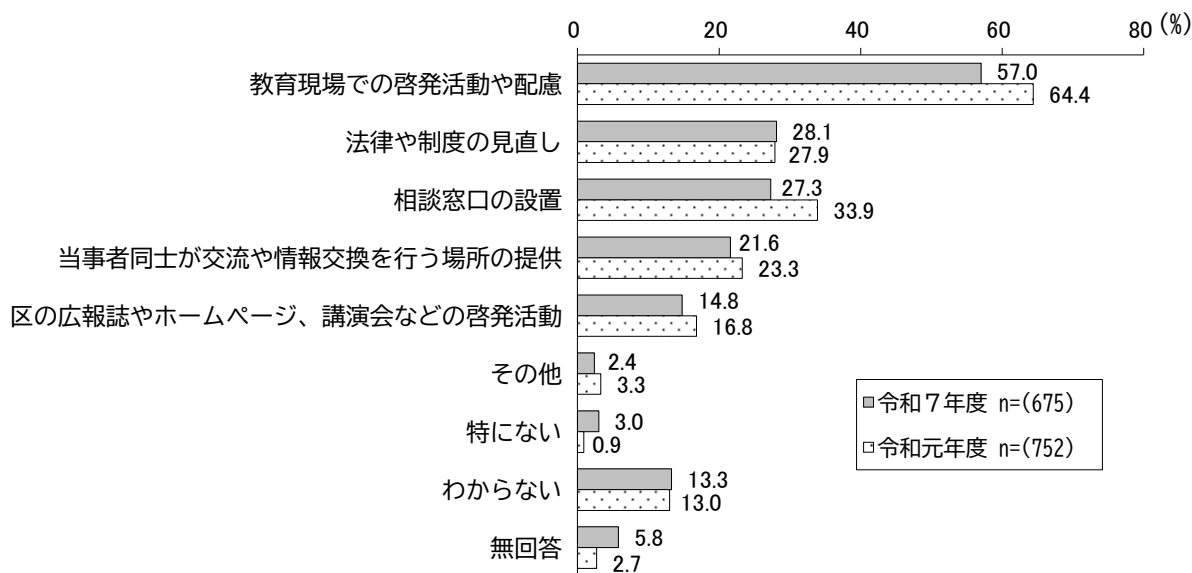
過去の調査結果と比較すると、令和元年度調査から「その他」、「特にない」、「わからない」を除くすべての項目で減少がみられる。「差別的な言動をされたり、じろじろ見られたり、避けられたりする」は、令和元年度調査（71.3%）から5.5ポイント減少している。「職場や学校で嫌がらせやいじめを受ける」は、元年度調査（63.7%）から4.1ポイント減少している。



## ■ 見た目問題を解決するための取組

見た目問題を解決するための取組は、「教育現場での啓発活動や配慮」が57.0%で最も多く、次いで「法律や制度の見直し」(28.1%)、「相談窓口の設置」(27.3%)、「当事者同士が交流や情報交換を行う場所の提供」(21.6%)となっている。

過去の調査結果と比較すると、令和元年度調査から「法律や制度の見直し」、「特にない」、「わからない」を除くすべての項目で減少がみられる。「教育現場での啓発活動や配慮」は、令和元年度調査(64.4%)から7.4ポイント減少している。「相談窓口の設置」は、令和元年度調査(33.9%)から6.6ポイント減少している。



### 墨田区人権に関する意識調査報告書【概要版】

発行日：令和8(2026)年3月発行  
 発行：墨田区総務部すみだ人権同和・男女共同参画事務所  
 東京都墨田区押上2-12-7-215 セトル中之郷  
 電話 03(5608)6322(直通)  
 実施：株式会社 サーベイリサーチセンター  
 東京都荒川区西日暮里2丁目40番10号